

北大医学部第二病理同門会々則

名 称

1) 本会は北大医学部第二病理同門会と称する。

目 的

2) 本会は会員相互の親睦を図り学術の研鑽、人格の向上を図り、第二病理の発展に寄与する事を目的とする。

会 員

3) 本会は北海道大学医学部病理学第二講座及び北海道大学大学院・医学研究科脳科学専攻・神経病態学講座・分子細胞病理学分野の出身者及び在籍者等を以て組織する。

4) 本会に名誉会員として名誉顧問、顧問、名誉会長、及び参与を置く事が出来る。

役 員

5) 本会に次の役員を置く。

(1)会 長 1名

(2)副会長 若干名

(3)幹 事 若干名

(4)監 事 2名

6) 会長、副会長、監事は会員の互選により決定する。

会長は本会を代表し会務を行う。

副会長は会長を補佐し会長に事故がある時は、その職務を代行する。

幹事は会長が委託し会務を処理する。尚、必要に応じ幹事のうち若干名を常任幹事とする事が出来る。

役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

総会及び役員会

7) 本会は原則として年1回総会を開催する。但し、必要に応じ臨時総会を開催する事が出来る。

役員会は会長が必要に応じて隨時開催出来るものとする。

事 業

8) 本会は2)の目的に沿う事業を行う。

9) 慶弔の扱いについては、その都度会長、副会長、及び常任幹事がこれを決定する。

会 費

10) 会員は会費を負担するものとする。但し、名誉会員はこれを除く。

会則の改正

11) 本会の会則を変更する時は総会の承認を必要とする。

事務局

12) 本会の事務局は旧北海道大学医学部病理学第二講座に置く。

附則

本会則は昭和53年12月22日より施行する。

本会則は平成22年12月11日北大第二病理同門会総会にて一部改訂した。